

変わる 令和6年分の 年末調整関係書類

定額減税をはじめとした改正により、令和6年分の年末調整関係書類が変わりました。国税庁サイトで公表されている令和6年分の年末調整関係書類のうち、主な変更点を確認します。

変更された年調関係書類

主な変更内容は、次のとおりです。

(1) マル基配所に記載欄が追加

基礎控除申告書、配偶者控除等申告書、所得金額調整控除申告書が兼用となっている書類（マル基配所）に、“年末調整に係る定額減税のための申告書”が加わり、《令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書》とされました。

次の申告書それぞれに、年末調整で適用する定額減税の記載欄が追加されています。

○基礎控除申告書（一部抜粋）

○ 控除額の計算		48万円	定額減税対象	区分Ⅰ	
判	定			(左のA～Dを記載)	
<input type="checkbox"/>	900万円以下 (A)	48万円	定額減税対象	基礎控除の額 円	
<input type="checkbox"/>	900万円超 950万円以下 (B)				
<input type="checkbox"/>	950万円超 1,000万円以下 (C)				
<input type="checkbox"/>	1,000万円超 1,805万円以下 (D)				
<input type="checkbox"/>	1,805万円超 2,400万円以下	48万円	本人定額減税対象 <input type="checkbox"/>	円	
<input type="checkbox"/>	2,400万円超 2,450万円以下	32万円			
<input type="checkbox"/>	2,450万円超 2,500万円以下	16万円			

※「区分Ⅰ」、「基礎控除の額」及び「本人定額減税対象」欄は上記の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

○配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書（一部抜粋）

Ⅰ 所得金額の見積額((1)と(2)の合計額) (*印の金額)					配偶者控除の額	
130万円以下 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円以下 130万円以下	円	
21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	円	
14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	円	
7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	円	

者 特別 控 除

※ (A)～(D)であり、かつ、①～②である場合はチェック(非居住者は除く)

(※)上記申告書及び「扶養控除等(異動)申告書」に同一生計配偶者や扶養親族(いずれも居住者に限る)を記載している場合は、年末調整で定額減税を受けるために、「令和6年分源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」の様式を提出する必要はありません。

(2) マル保の記載欄削除

給与所得者の保険料控除申告書(マル保)では、これまで設けられていた【あなたとの続柄】欄が、すべて削除されています。

(3) 令和7年分マル扶のレイアウト変更

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(マル扶)の右上に空白が設けられました。簡易な給与所得者の扶養控除等申告書(以下、簡易な申告書)として利用できるよう、レイアウト変更されたことによるものです。

簡易な申告書

(1) 簡易な申告書の創設

納税者利便を向上させる観点などから、令和5年度税制改正により、簡易な申告書が創設されました。

令和7年分から、マル扶に記載すべき事項が前年に提出した内容から異動がない場合には、すべてを記載したマル扶ではなく、最低限の記載をした申告書(簡易な申告書)とすることができます。

(2) 異動の有無の判断

たとえば記載されている住所又は居所の移転、源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族の変動、寡婦や障害者などの該当又は非該当などだけでなく、氏名の変更、年齢の変動による控除区分の変動なども「異動した」となります。

例．年齢の変動による控除区分の変動

控除対象扶養親族 A
生年月日：平成 18 年 5 月 5 日

上記例の場合、令和7年分のマル扶を提出するにあたり、その前年の令和6年分ではAは特定扶養親族ではありませんが、令和7年分では特定扶養親族に該当します。このように控除対象扶養親族としては変わらないものの、年齢が変動することによって控除区分が変わるため、異動したことになります。よって、令和7年分では簡易な申告書を提出することはできません。

他方、前年分のマル扶に記載されている源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族の所得の見積額については、その年分の見積額に変動が生じてても、対象となる所得金額以下であれば異動がないものとしてすることができます。

例．源泉控除対象配偶者の所得の見積額の変動

源泉控除対象配偶者 B
令和6年分の所得の見積額 30 万円
→令和7年分の所得の見積額 40 万円の場合

上記例の場合、見積額が30万円から40万円に増額しても、源泉控除対象配偶者の所得要件である95万円以下であるため、異動がないものとして取扱うことができます。

なお、異動の有無は、対象者に前年分のマル扶のデータ又は写しを交付するなどして確認してもらうこととなります。対象者が判断を誤って簡易な申告書が提出された場合には、改めてすべての事項を記載したマル扶の提出を求めることとなります。**特に年齢の変動による控除区分の変動は見落としがち**です。給与等の支払者は、提出を受けたら早めに確認しましょう。

(3) 記載事項

簡易な申告書における記載事項は、次のとおりです。

○簡易な申告書の記載事項

- 申告書を提出する本人の
 - 氏名
 - 個人番号（記載不要の場合は不要）
 - 住所又は居所
 - 前年から異動がない旨

これらを以下記載例のようにマル扶に記載して提出することで、簡易な申告書を提出したものとすることができます。

○簡易な申告書として提出する場合のマル扶の記載例

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書		扶
あなたの氏名	山川 太郎	前年から異動なし
あなたの生年月日	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6	
あなたの住所	東京都練馬区栄町2-7	
あなたの個人番号	170-0000	

(※)赤字が記載事項。個人番号の記載が不要な場合には、個人番号の記載は不要。

(4) 添付書類

勤労学生控除の適用を受けるための証明書類や、国外居住親族に係る各種証明書類については、簡易な申告書を提出していても提出又は提示する必要があります。

提出を受けた側の対応

給与等の支払者は、この簡易な申告書の提出を受けた場合には、基本的には前年に提出を受けたマル扶に記載された事項がその簡易な申告書に記載されているものとして、源泉徴収事務を行います。連年簡易な申告書の提出を受けた場合でも、同様です。最後に提出を受けたすべての事項を記載したマル扶を確認できるようにしておく必要があります。ご注意ください。

参考：国税庁HP「簡易な扶養控除等申告書に関するFAQ（源泉所得税関係）」
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0024005-130_01.pdf

データでみる中小企業の付加価値率

地域別最低賃金が大幅改定となりました。こうした賃上げに対応していくには、生産性向上を通じた収益力の強化が欠かせません。ここでは今年7月に発表された調査結果[※]から、企業活動において、その企業が生み出す価値である「付加価値」に関するデータをみていきます。

付加価値とは

付加価値とは、企業が自社の事業活動を通じて新たに生み出した価値のことをいいます。そして、売上高に占める付加価値の割合を付加価値率といい、以下の算式で求められます。

$$\text{付加価値率} = \text{付加価値額} \div \text{売上高} \times 100 (\%)$$

全体の付加価値率は26.1%

上記調査結果から、2022年度の中小企業（法人企業）の付加価値率を従業員規模別にま

とめると、下表のとおりです。

従業員規模計をみると、法人企業合計の付加価値率は26.1%でした。産業別では、各種のサービス業などが、40%を超えて高くなっています。前年度差をみると、法人企業合計は0.8ポイント減少しました。産業別でも、前年度差がプラスになったのは不動産業、物品賃貸業だけでした。

付加価値率は、商売の仕方によって変わります。自社の付加価値率がどうなのか、現状を把握し、改善のポイントを検討されてはいかがでしょうか。

中小企業（法人企業）の付加価値率（%、ポイント）

	従業員規模計					前年度差
	5人以下	6~20人	21~50人	51人以上		
法人企業合計	26.1	27.2	26.5	25.2	25.9	-0.8
建設業	26.1	25.0	29.2	26.1	23.7	-0.8
製造業	29.7	30.1	34.4	29.8	28.7	-1.8
情報通信業	42.8	40.0	45.3	43.9	42.3	-2.9
運輸業、郵便業	41.5	32.5	40.8	42.7	42.3	-3.1
卸売業	10.8	10.2	10.5	11.7	10.8	-0.5
小売業	19.9	19.3	19.0	19.2	20.7	-0.2
不動産業、物品賃貸業	45.3	46.6	55.5	33.0	43.1	5.3
学術研究、専門・技術サービス業	49.4	59.8	51.5	41.9	45.7	-0.8
宿泊業、飲食サービス業	45.9	42.0	47.1	49.9	44.8	-9.5
生活関連サービス業、娯楽業	28.1	34.9	33.3	30.3	24.7	-1.2
サービス業（他に分類されないもの）	52.1	40.6	44.0	50.1	58.2	-2.6

中小企業庁「令和5年中小企業実態基本調査（令和4年度決算実績）確報」より作成

※中小企業庁「令和5年中小企業実態基本調査（令和4年度決算実績）確報」

総務省の「経済センサス基礎調査」等の結果をもとに抽出した、全国の中小企業約11万社を対象にした調査で、有効回答率は41.7%です。ここでの付加価値額は付加価値額＝（売上原価のうち労務費、動産・不動産賃借料、減価償却費）＋（販売費及び一般管理費のうち人件費、動産・不動産賃借料、減価償却費、租税公課）＋（営業外費用のうち支払利息・割引料）＋経常利益＋能力開発費（従業員教育費）で求めたものとなります。詳細は次のURLのページ中の調査の概況（集計結果）より確認いただけます。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001219980&cycle=7&year=20230>

海外出張における日当の支給状況

9月号では、国内出張における日当の支給状況を紹介しました。ここでは今年6月に財務省より発表された調査結果*から、企業の海外出張における日当の支給状況をみていきます。

8割超が定額支給

上記調査結果によると、海外出張における日当の支給方法について、定額支給とする企業が81.5%、支給しないが11.3%、その他が7.3%となりました。

また、定額支給する企業における支給通貨をみると、円が75.1%、ドルが23.2%、その他が1.8%でした。

地域別の平均支給額

日当を円で支給する企業の地域別平均額をまとめると、表1のとおりです。

【表1】地域別日当支給額の平均額（円）

地域	平均額
アジア（130）	5,811
オセアニア（91）	6,533
北米（96）	7,111
中南米（88）	6,347
欧州（97）	6,973
中近東（84）	6,389
アフリカ（85）	6,254

財務省「旅費等実態調査（民間企業の旅費規程等に関する実態調査）」より作成

最も高いのが北米の7,111円で、最も低いのがアジアの5,811円でした。

全体の最高額と最低額

日当を円で支給する企業の、最低額と最高

額、平均額をまとめると、表2のとおりです。

【表2】海外出張における日当の支給額
（%、円、回答数：337）

	最低額	最高額	平均額
2,000円未満	9.5	1.5	3.6
2,000～2,999円	14.8	7.1	11.3
3,000～3,999円	20.2	11.9	16.9
4,000～4,999円	14.5	9.5	13.6
5,000～5,999円	21.4	18.1	19.0
6,000～6,999円	10.1	13.1	13.1
7,000～7,999円	4.5	11.0	8.9
8,000～8,999円	2.4	7.4	5.9
9,000～9,999円	0.6	3.0	1.5
10,000～14,999円	1.5	11.3	5.3
15,000～19,999円	-	3.3	0.3
20,000円以上	0.6	3.0	0.6
平均額	4,256	7,041	5,441

財務省「旅費等実態調査（民間企業の旅費規程等に関する実態調査）」より作成

最低額は5,000～5,999円が21.4%で最も高く、3,000～3,999円が20.2%が続いています。平均額は4,256円となりました。

最高額も5,000～5,999円が18.1%で最も高く、次いで6,000～6,999円が13.1%となりました。平均額は7,041円です。

平均額も5,000～5,999円が19.0%で最も高く、3,000～3,999円が16.9%が続いています。平均額は5,441円でした。

日当を支給する企業では、自社の支給額の見直し材料等にされてはいかがでしょうか。

*財務省「旅費等実態調査（民間企業の旅費規程等に関する実態調査）」

2024年6月に公表された、旅費規程等（国内出張、国内赴任、海外出張、海外赴任等）を有する民間企業3,000社を対象に、2023年6月～7月に行われたアンケート調査です。表1の地域名のカッコ内の数字は回答数です。有効回収数は551件です。四捨五入の関係で100%にならない部分があります。
https://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/20220627160951.html



11月のお知らせ

事業主のみなさまへ



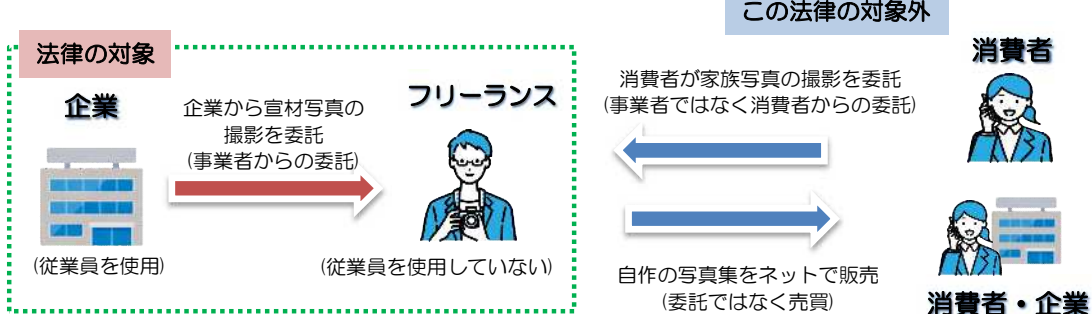
フリーランスの取引に関する新法律の施行について



フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するために、令和6年11月1日から「フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化」「フリーランスの方の就業環境の整備」を目的とした法律が施行されます。フリーランスに委託をされている企業様についてはご確認をお願いいたします。

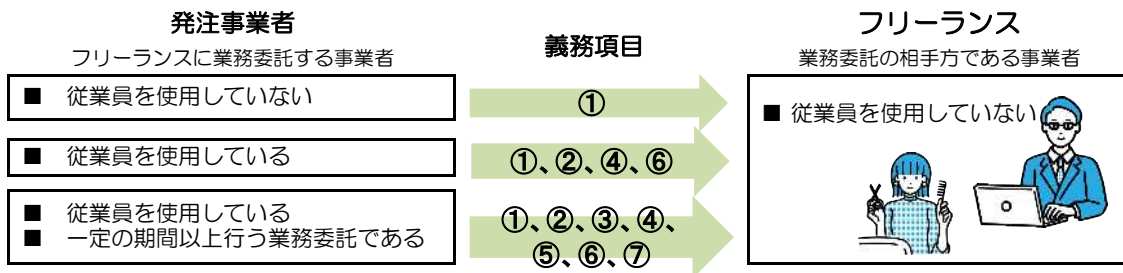
★ 法律の適用対象者

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



★ 法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



義務項目	具体的な内容
①書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに取引条件を明示する
②報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内の早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払う
③禁止行為 (1か月以上の業務委託をした場合)	●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買いたたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④募集情報の的確表示	フリーランスを募集する際は、虚偽の表示等はしてはならない募集内容も正確かつ最新のものに保つ
⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮 (6か月以上の業務委託をした場合)	育児や介護などと両立できるように配慮が必要
⑥ハラスメント対策に係る体制整備	ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発等
⑦中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除や更新しない場合 ・原則として30日前までに予告 ・理由の開示があった場合は理由の開示を行う

★ 令和6年11月の営業土曜日は以下のとおりです。



2日(土)	休
9日(土)	休
16日(土)	営業(税務・労務)
23日(土)	休
30日(土)	休

★ ご質問、ご相談はこちらまで...

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所

TEL : 048 - 571 - 2231 FAX : 048 - 570 - 1929

URL : <http://www.terazei.com/>

